

引き上げ分の地方消費税の活用について

令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられました。消費税引上げ分(2%分)による増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税8%には地方消費税1.7%が含まれており、消費税10%の場合、地方消費税は2.2%になります。地方消費税の増収分0.5%についても、社会保障の充実・安定化に向けられます。

練馬区では、令和2年度決算において、地方消費税の社会保障財源額は90億4,131万円でした。これについては、下記の通り、社会保障施策に活用いたしました。

地方消費税社会保障財源分活用状況

(単位:千円)

分類	事業名	令和2年度決算額	地方消費税増収分活用の額
社会福祉	高齢者福祉事業	2,609,732	213,074
	障害者福祉事業	19,774,456	1,614,501
	生活保護事業	33,489,806	2,734,302
	保育委託事業	27,921,278	2,279,655
社会保険	国民健康保険事業	5,410,717	441,762
	後期高齢者医療事業	7,850,292	640,943
	介護保険事業	8,098,110	661,177
保健衛生	保健予防対策事業	3,390,539	276,823
	健康推進事業	2,193,273	179,072
合計		110,738,203	9,041,309

「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日総務省通知)は、下記ホームページをご参照ください(Ctrlキーを押しながらクリックするとリンクします)。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000271983.pdf